

歯科材料(09) 歯科用研削材料
一般医療機器 歯科技工用ダイヤモンド研削材 JMDN70902000

セットアップグラインダー

【形状・構造及び原理等】(**)

- ・形状、型式
オーダーナンバー.....340 0101 0



- ・軸部規格：JIS T5504-1 $\Phi 2.35\text{mm}$ (*)
- ・切削部(ヘッド)： $\phi 2.3 \times \phi 6.5$ (*)
- ・ダイヤモンド砥粒： $\phi 2.3:80 \sim 100 \mu$ (*)
： $\phi 6.5:160 \sim 180 \mu$ (*)
- ・軸部(シャンク)：ステンレス鋼(*)
- ・切削部(ヘッド)：ダイヤモンド砥粒(*)
- ・原理：ハンドピースエンジン等に装着し、人工歯の咬合調整、基底面研削等に使用する。(*)

【使用目的又は効果】(**)

- ・ダイヤモンドを用いる技工用研削材をいう。ポイント、ホイール、ディスク等を含む。(*)

【使用方法等】(**)

- ・ハンドピースに装備、回転させて断続的に被切削物に押し付けて研削・研磨する。
- ・推奨回転数：12,000～15,000rpm

【使用上の注意】(**)

- ・ハンドピース(タービン)メーカーの指定に従ってシャンクを確実に奥まで挿入して、半チャックでないことを確認すること。
- ・使用前に回転させて振れがないことを確認すること。
- ・頭部の細い、長い、大きい形状のものは折れたり、曲がったりすることがあるので無理な角度、過度な加圧での使用は避けること。
- ・推奨回転数を超えて使用しないこと。
- ・錆び、損傷、変形(表面キズ、曲がり、汚染)等のあるものは使用しないこと。
- ・目を保護するために保護メガネ等を使用すること。
- ・本製品を使用する際には、粉塵による人体への影響をさけるため、局所吸塵装置、公的機関が認知した防塵マスクなどを使用し、粉塵を吸入しないこと。
- ・本製品により研削した粉塵、破片が目に入らないように注意すること。万一目に入った時にはすぐに流水で洗浄し、医師の診断を受けること

【保管方法及び有効期間等】(**)

- ・水分、腐食性薬剤及びその蒸気の暴露を避けて外圧(物理的負荷)及び汚染を受けないように保管すること。
- ・本製品は歯科医療従事者以外が触れないように適切に保管、管理すること。

【製造販売業者及び製造業者の氏名又は名称等】(**)

製造販売業者
株式会社日本歯科商社
製造業者
プレーデント社(ドイツ)
(英名)bredent GmbH & Co. KG